

令和2年9月高島市議会定例会
一般質問の概要

答弁結果
教育委員会抜粋版

令和 2 年 9 月 高 島 市 議 会 定 例 会
一 般 質 問 通 告 一 覧 表 (会 派 代 表) お よ び 答 弁 者 一 覧 表

日程	質問 方法	番号	通 告 者		質 問 事 項	答 弁 者
			議 席	氏 名		
9日 (水)		1	17 番	高島創生会 澤本 長俊 議員	① 福井市政 2 期 8 年と今後の市政運営について	P1~6 市長
		2	9 番	ふるさと絆会 石田 哲 議員	① 福井市政 8 年間の政策成果とレガシーについて問う	P7~23 市長 教育長
		3	3 番	高島咲かそう 今城 克啓 議員	① これからの高島市のまちづくりについて	P24~40 市長
	項目毎	4	13 番	日本共産党 高島市会議員団 森脇 徹 議員	① コロナ禍で、守りの感染対処から攻めの 予防感染保健行政へ	P41~43 市長 病院事業管理者
					② 「効率第一の新自由主義」は、高島市民 の命と健康を守り切ったか	P44~49 市長 病院事業管理者
					③ 介護施設・待機乳幼児・リゾートホテル 等の検証と今後のまちづくり	P50~53 市長
					④ コロナ禍で、米価が下落。備蓄米追加意 見を国に	P54~55 市長

令和2年9月 高島市議会定例会
一般質問通告事項一覧（個人）および答弁者一覧表

日程	質問方法	番号	通 告 者		質 問 事 項	答 弁 者
			議席	氏 名		
10日 (木)		1	7 番	河越 安実治 議員	① 地域医療連携法人滋賀高島の現在の状況と新型コロナウイルス感染症対策について	P1～6 健康福祉部長 教育指導部長 病院事務部長
		2	8 番	廣部 真造 議員	① 高島市内における新型コロナウイルス感染症の対応について	P7～8 健康福祉部長
	項目毎	3	18 番	秋永 安次 議員	① コロナ禍でも楽しく豊かな学びを	P9～10 教育指導部長
					② マイナンバーカードの現状と普及の課題	P11～12 市民生活部長
	全項目	4	14 番	大槻 ゆり子 議員	① 新しい生活様式での防災対策について	P13～15 政策部長 教育指導部長
				② 「誰も置き去りにしない社会」の実現について	P16～18 健康福祉部長	
項目毎	5	1 番	是永 宙 議員	① 「地域」の視点をもって、廃校学校施設の活用を！	P19～21 総務部長	
				② 原子力災害時の広域避難対応について	P22～23 政策部長	
11日 (金)		6	4 番	高木 広和 議員	① コロナ禍における高島市の地域素材を活かした観光施策の取り組みについて	P1～4 商工観光部長
	全項目	7	2 番	早川 浩徳 議員	① 近江今津駅周辺地の活性化について	P5～7 商工観光部長
					② ビワイチのナショナルサイクルルート指定への対応について	P8～10 商工観光部長
		8	6 番	磯部 亜希 議員	① 新型コロナウイルス感染症対策を含めた避難のあり方や避難所運営等について	P11～15 政策部長 健康福祉部長
	項目毎	9	12 番	福井 節子 議員	① コロナ禍に負けない市民生活の支援継続を	P16～18 健康福祉部長 教育指導部長
				② 新ごみ処理施設、宮前坊白紙撤回後の進捗を問う	P19～20 環境部長	
				③ ヨウ素剤の事前配布に踏み切る方針を	P21～22 政策部長	
	10	10 番	吹田 薫 議員	① コロナ禍における観光誘致と関連業者経済回復について	P23～25 商工観光部長	

令和2年9月9日

石田議員

（質問番号1）福井市政8年間の政策成果とレガシーについて問う

質問1 コロナ禍における教育現場の実情と今後の対応策について

教育長答弁

石田議員の質問番号1のご質問にお答えいたします。

まず、質問1の1つ目「ICT支援員の配置の実情とその必要性、有効性をどのように考えているか」についてでございますが、ICT支援員につきましては、市内小中学校におけるICT環境の整備が進む中、教職員による授業をサポートし、効果的な活用を推進するために必要であると考えております。

今年度、計画しております児童生徒1人1台のタブレット型端末の整備にあわせまして、ICT支援員を教育委員会事務局に1名配置し、日常的にICTを活用した授業の相談や支援を行うとともに、教職員を対象にした研修の充実に努め、児童生徒一人ひとりに個別・最適な学びを保障する学び方改革に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、2つ目の「新しい形式での機会作りを考えてほしいと思うが所信を伺う」についてでございますが、修学旅行をはじめ、中学校部活動の大会や発表会、小学校の陸上記録会など、子どもたちにとりましては、その時期にしか経験できない、貴重な機会であることは十分理解しておりますものの、新型コロナウイルス感染症拡大の状況を受け、子どもたちやご家族の命と健康を守ることを最優先に考え、中止や見直しを余儀なくされているのが実情でございます。

そのような中、本年度中止されました中体連主催の夏季大会につきましては、新型コロナウイルス感染症対策を講じた上で、市内中学生の部

活動交流会として、形を変えて7月に実施いたしました。文化部におきましても、保護者を迎えての校内発表会や、作品展示会という形で実施いたしました。中学3年生にとりましては、部活動の締めくくりの場となり、これまでの活動の成果を発揮する絶好の機会となりました。

また、中止になりました修学旅行に代わる教育活動につきましては、子どもたちの思いや保護者の意見を聞き、場合によっては保護者に支援していただく体制をとりながら、新しい生活様式を踏まえた、今年だからこそできる学校行事を、各学校で計画しているところでございます。

今後は、子どもたちや教職員だけでなく、保護者、そして地域の大人みんなが、このコロナ禍を生きる当事者として、代わりに何ができるのかを考え、実行していくようにすることが重要であると考えており、この取り組みは、すでに各学校で始まりつつあります。

大切なことは、子どもたちが、ありのままの事実を受け入れ、いかにこの困難を一步一步乗り越えていくかということにあります。そして、みんなに支えられながら、この困難を乗り越えたという成功体験が、今後、子どもたちが生きていく上での大きな自信につながるものと考えております。

教育委員会といたしましても、子どもたちの思い出があふれるような学校生活となりますよう、今後とも、学校を支援してまいりたいと考えております。

以上でございます。

【担当：教育指導部 学校教育課】

令和2年9月10日

河越議員

（質問番号1）地域医療連携法人滋賀高島の現在の状況と新型コロナウイルス感染症対策について

7. 「文部科学省から発表された緊急メッセージは、周知徹底できているのか」について

教育指導部長答弁

（答）河越議員の質問番号1の7点目のご質問にお答えいたします。

「文部科学省から発表された緊急メッセージは、周知徹底できているのか」についてでございますが、8月25日に文部科学大臣からのメッセージが発表されたことを受けまして、その翌日に、市内全小中学生に、児童生徒向けのメッセージを配付し、感染した人たちを責めるのではなく、思いやりの気持ちをもって行動することの大切さを指導しております。また、保護者向けのメッセージにつきましては、児童生徒を通じまして、保護者の皆様に配付させていただくとともに、教職員向けのメッセージにつきましては、各学校で周知を徹底したところでございます。

以上、私からの答弁といたします。

【担当：教育指導部 学校教育課】

令和2年9月10日

秋永議員

（質問番号1）コロナ禍でも楽しく豊かな学びを

1. 学校では、どのような感染対策をしているのか。
2. 学習内容が終わらない場合はどのように対応するのか。
3. 体育実技、運動部活動において、どのようなことに留意しているのか。
4. 学校給食では、どのような対策をとっているのか。
5. 学校のトイレの衛生管理はどうしているのか。
6. 新型コロナウイルスに関して、児童生徒にどのようなことを指導しているのか。

教育指導部長答弁

（答）秋永議員の質問番号1のご質問にお答えいたします。

まず1点目の「学校では、どのような感染対策をしているのか」についてでございますが、学校では、基本的な感染症対策としまして、手洗いや手指の消毒、マスクの着用、毎日の検温や健康チェックを行うとともに、エアコンの使用時も含め、常時教室などの換気を行っております。さらに、児童生徒には、学校生活の中で、感染リスクが高い3つの条件とされている密閉・密集・密接を回避する行動を自らとるよう、指導しているところでございます。また、児童生徒がよく手を触れるドアノブ、手すり、スイッチなどにつきましては、教職員によりまして、毎日消毒作業を行っております。

次に2点目の「学習内容が終わらない場合はどのように対応するのか」についてでございますが、市内小中学校では、夏季休業、冬季休業の期間短縮や、学校行事の見直し等を行うことによりまして、授業時数を確保し、今年度の学習内容が修了できるよう取り組んでいるところでございます。仮に、今年度中に指導すべき内容を終えることが難しい場合には、

文部科学省の通知により、来年度以降に学習することも可能となっております。

次に3点目の「体育実技、運動部活動において、どのようなことに留意しているのか」についてでございますが、児童生徒が密集する運動や、近距離で組み合ったり、接触したりする運動などの感染リスクが高いとされる活動につきましては、身体的距離の確保や手洗いの徹底など、感染対策を講じた上で、行うようにしております。

次に4点目の「学校給食では、どのような対策をとっているのか」についてでございますが、児童生徒および教職員は食事の前に手洗いをを行い、配膳台を消毒するとともに、エプロン、マスク、帽子などを着用し、配膳時の感染防止対策を行っております。また、食事中につきましては、児童生徒の机の間隔をとり、前方を向いて食べるよう指導しているところでございます。

次に5点目の「学校のトイレの衛生管理はどうしているのか」についてでございますが、トイレの清掃時に、家庭用洗剤等を用いて、消毒を兼ねた洗浄を行うことを基本としております。また、トイレの使用後は、確実に手洗いをを行うよう、児童生徒への指導を徹底しております。

最後に6点目の「新型コロナウイルスに関して、児童生徒にどのようなことを指導しているのか」についてでございますが、まずは新型コロナウイルスおよび感染予防対策について、正しく知り、正しく行動できるよう、発達段階に応じて指導しております。また、新型コロナウイルス感染症に対する偏見や言われなき誹謗中傷等は、してはならない行為であり、人権に配慮した行動をとるよう指導しているところでございます。

以上、私からの答弁といたします。

(再質問)

今年度については、夏季休業期間の短縮が行われるなど、児童生徒にとっては、暑い夏での学校生活であったと思われるが、熱中症対策として、どのようなことに取り組んだのか。

教育指導部長答弁

(答) お答えいたします。

暑い中での熱中症対策といたしまして、各学校では、換気には十分配慮しながら、全教室に設置しておりますエアコンを使用しまして、過ごしやすい環境づくりに努めているところでございます。

また、マスクを着用している場合には、のどの渇きを感じづらいとされておりますので、のどが渇く前にこまめに水分補給を行うよう、指導しております。

さらに、児童生徒間に十分な距離を保ったうえでマスクを外させるなどの対応も行っております。

(再質問)

体育館における熱中症対策は具体的にどのようにしているか。

教育指導部長答弁

(答) お答えいたします。

体育館につきましては、エアコンの設置がございませんので、常に換気に注意をしながら、子どもたちの健康状態に留意をして活動しているところでございます。

(再質問)

授業時数を確保するため、長期休業期間の短縮や学校行事の見直し等が行われているが、現時点において、今年度中に修了できる目途はあるのか。

教育指導部長答弁

(答) お答えいたします。

現在のところ、市内小中学校におきましては、授業時数の確保に向けた取り組みによりまして、定められた学習内容を今年度中に修了できる見込みとなっております。

(再質問)

今後、再び臨時休業になった場合、授業時数の確保が難しいのではないかとと思われるが、どのような対応を考えているのか。

教育指導部長答弁

(答) お答えいたします。

今後、再び臨時休業の措置を講じました際には、今年度中に指導すべき内容を終えることが難しくなることが想定されます。そのような場合には、文部科学省からの通知のとおり、次学年度以降に学習する方向を考えているところでございます。

(再質問)

体育や部活動中においては、どのような熱中症対策を講じているのか。

教育指導部長答弁

(答) お答えいたします。

体育や部活動中の熱中症対策といたしまして、活動前に健康観察を行い、活動内容も配慮しながら、活動中の児童生徒の健康状態の把握に努めております。

また、児童生徒には、十分な距離を保ったうえで、マスクを外したり、こまめな水分補給をしたりするなどの指導をしております。

さらに、概ね気温35℃以上の場合には、体育や部活動など、運動を伴います活動は行わないこととしております。

(再質問)

新型コロナウイルス感染症に対する偏見や言われなき誹謗中傷等としてはならない行為であり、人権に配慮した行動をとるよう、学校で指導しているとのことであるが、児童生徒自らが主体的に人権を大切にしようという活動をする 것도効果的と考えるが、児童生徒による活動をしている例はあるのか。

教育指導部長答弁

(答) お答えいたします。

人権感覚を磨くためには、児童生徒がお互いに人権意識を高め合う活動が重要となってまいります。中学校におきましては、新型コロナウイルス感染症に対する偏見や誹謗中傷が生じないように、生徒会活動の一環として、人権ビデオを作成したり、文化祭のテーマに思いを込めたりするなど、生徒自らが主体的に活動している学校もございます。

(再質問)

修学旅行については中止とお聞きした。授業日数を確保するために、安易に学校行事を削減することはないか。

教育指導部長答弁

(答) お答えいたします。

子どもたちにとりまして、小学校中学校時代というのは自分の成長のためにはかけがえのない、思い出に残る時期でございます。このたび、中止または見直しという対応を取らざるを得ない状況にはございますが、子どもたちのために何ができるかということ子どもたち自身、また、教職員、保護者の方々みんなが力を寄せて対応してまいりたいと考えております。

(再質問)

学校行事が果たしてきた役割や意義を再確認し、現在の環境下での取り組みに対する前向きな工夫は、何かあるのか。

教育指導部長答弁

(答) お答えいたします。

このたびのコロナ禍によりまして、年間の計画等については、それぞれの学校で工夫して対応しているところがございますが、子どもたちの成長のために何ができるかということをもう一度教職員も考え直し、子どもたちの実態等も見ながら、見直しはするものの、すべきこと、大切な部分については残していくということを念頭におきながら、それぞれの学校で教育活動を展開しているところがございます。

(再質問)

学校での感染症対策として、教職員による消毒作業が行われており、教職員の負担となっているように思われるが、現状とその対策についてはどうか。

教育指導部長答弁

(答) お答えいたします。

各学校では基本的な感染症対策に加えまして、教職員による消毒作業等を行っておりますことから、教職員の業務が増えているのが、現状でございます。

学校を再開しました6月以降、児童生徒の机・椅子の消毒には、多くの作業時間を費やしておりましたが、8月からは、児童生徒の机や椅子については、特別な消毒作業の必要はないとの、文部科学省からの、最新の知見に基づいた通知が出されておりました。現在では、ドアノブ、手すり、スイッチなど、大勢がよく手に触れる箇所を中心に消毒作業を行ってお

りますことから、消毒作業に伴う業務の軽減につながっております。

校内の消毒作業につきましては、各校の実情に応じまして、工夫して実施しているところでございます。

【担当：教育指導部 学校教育課】

令和2年9月10日

大槻議員

（質問番号1）新しい生活様式での防災対策について

- 5（イ）幼保・小・中学校の防災担当の役割について
（ロ）新学習指導要領では、防災についてどのように学ぶのか。
また、教員の防災力や保護者・地域の関わりに必要なこと
について

教育指導部長答弁

（答）大槻議員の質問番号1の5点目のご質問にお答えいたします。

まず、1つ目の「幼保・小・中学校の防災担当の役割」についてでございますが、学校には、防災担当として学校防災教育コーディネーターをおいており、学校安全計画の作成や避難訓練の計画、消防署との連携等、防災教育の中心的な役割を担っております。また、こども園、保育園等では、園ごとに防災マニュアルを定め、園長の指揮のもと、防災への対応力を養うため、月1回の避難訓練等を行っております。

次に、2つ目の「新学習指導要領では防災についてどのように学ぶのか、また教員の防災力や保護者・地域の関わりに必要なこと」についてでございますが、新学習指導要領では、防災教育を通して、危険な状況を適切に判断し、回避するため、主体的に行動しようとする態度の育成が求められております。このため、小中学校の社会科や理科などの教科学習において、身近な地域で発生した災害を教材にして、自分で調べ、調べたことを互いに交流しながら、災害への備えについて考える学習活動を通して、自らの命を守り、主体的に行動しようとする実践的な態度の育成に努めてまいりたいと考えております。

教職員の防災力につきましては、学校防災教育コーディネーターが県や市の研修会等に参加し、学んだことを校内研修等で伝達する機会を設け、より一層の向上を図っているところでございます。

また、保護者・地域の関わりにつきましては、災害は、児童生徒が、家

庭や地域にいる間に発生する可能性もあるため、家庭や地域全体で備えをしておく必要があること、さらには、児童生徒が学校で学んだことを生かし、地域防災の担い手としての役割も重要でありますことから、日頃からの結びつきを大切にしていってまいりたいと考えております。以上、私からの答弁といたします。

【担当：教育指導部 学校教育課】

令和2年9月11日

福井議員

（質問番号1）コロナ禍に負けない市民生活の支援継続を

3. 就学援助制度の現状はどうか、コロナ禍による影響を申請要件に加えられないか

教育指導部長答弁

（答）福井議員の質問番号1の3点目のご質問にお答えいたします。

「就学援助制度の現状はどうか、コロナ禍による影響を申請要件に加えられないか」についてでございますが、就学援助費の認定につきましては、高島市就学援助費給付要綱に基づき行っているところでございます。認定にあたりましては、これまでどおり前年の所得を基準としておりまして、申請要件の変更については考えておりません。

コロナ禍の中、市においては、様々な生活支援策が行われており、教育委員会といたしましても、各学校には保護者の負担軽減を図るよう指導しているところでございます。

以上、私からの答弁といたします。

（再質問）

家庭の急激な経済的変化があったことが緊急小口資金の申請だけでも確認できるのではないか。

教育指導部長答弁

（答）お答えいたします。

就学援助につきましては、要綱に基づきまして、経済的理由により、就学が困難な児童生徒の保護者を対象に、就学のための援助費を給付させていただく制度であります。

本市では、前年の所得で認定させていただくという基本的な枠組みの中で、支援させていただいているところでございます。

(再質問)

コロナ禍で、現実的に収入が減っている人への対応をすべきではないか、なぜ柔軟な制度適用ができないのか。

教育指導部長答弁

(答) お答えいたします。

これまでから、個別の生活環境の変化に伴いまして、年度途中で認定させていただくケースもございますが、この度のコロナ禍の中におきましては、本市においては、様々な生活支援策が行われていることにつきましては、ご存じのとおりであります。

教育委員会といたしましても、改めて、保護者負担の軽減を図るよう、各学校に指導しており、総合的な判断から申請要件の変更につきましては、考えておりません。

【担当：教育指導部 学事施設課】